

令和2年11月臨時会 常任委員会

商労文教委員会

委員長名	遊佐久男
委員会開催日	令和2年11月30日(月)
所属委員	[副委員長]佐々木彰 [委員] 水野透 真山祐一 渡部優生 山田平四郎 高橋秀樹 宮下雅志 吉田栄光 神山悦子



遊佐久男委員長

(1) 知事提出議案：承認…1件

※[知事提出議案はこちら](#)

(11月30日(月) 教育庁)

神山悦子委員

今説明があったが、確認のため聞く。

県は退職手当不支給を裁判所に求めたが、裁量の範囲を超えているとの判決を受け、それに対して県がまた控訴したとのことである。

ほかに同様の事例があるかも含めて、控訴する判断とした経緯を聞く。

職員課長

裁判では、酒気帯び運転の態様が悪質とまでは言えないことや、元教諭のそれまでの功労を全て抹消し、退職手当を全て奪われてもやむを得ないとまでは言えないため、退職手当支給制限処分は裁量権の逸脱または濫用があり違法であるとの判決が下された。県教育委員会としては、飲酒運転をしたとの事実に基づき懲戒免職及び退職手当不支給の処分をしており、意見が一致しないため控訴した。

また、本県では飲酒運転を理由とした懲戒免職について退職手当不支給を争った事例はないが、他県においては同様の裁判があり判決が分かれている。